

## 料金表（医療保険）

医療保険制度（健康保険・後期高齢者医療保険等）による訪問看護サービスの利用料は「訪問看護基本療養費」、「訪問看護管理療養費」及び各利用者さまの状態やご希望に応じた「加算料金」を合算し収入に応じた1割から3割を自己負担金として、当事業所にお支払いいただくことになります。

### 訪問看護基本療養費（一日につき）

サービス内容	提供時間	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師との共同(月1回を限度)	12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費Ⅱ (施設への訪問) ※1	同一日に2人まで 週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に3人以上 週3日まで	2,780	278	556	834
	週4日目以降	3,280	328	656	984
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門、人口膀胱に係る専門の看護師との共同(月1回を限度)	12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中 ※2	8,500	850	1,700	2,550

※1 同一建物内の複数の利用者に同一日に訪問した場合

※2 通常、入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

### 訪問看護管理療養費

サービス内容		基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
イ.機能強化型訪問看護療養費1	月の初めの訪問 (イ～二のいずれか)	12,400	1,240	2,480	3,720
ロ.機能強化型訪問看護療養費2		9,400	940	1,880	2,820
ハ.訪問看護管理療養費（従来型）		8,400	840	1,680	2,520
ニ.機能強化型以外		7,400	740	1,480	2,220
2回目以降の訪問	1日につき	2,980	280	596	894

\* 訪問看護基本療養費は週に3日までが限度です。ただし、下記の厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合は制限がありません。

#### 【厚生労働大臣が定める疾病等】

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症  
 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー ⑨多系統萎縮症  
 ⑩パーキンソン病関連疾患 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳症 ⑬ライソゾーム病  
 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰頸髄損傷  
 ⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑲後天性免疫不全症候群 ⑳人工呼吸器を使用している状態

加算・療養費など（対象の方のみ）

①24時間対応体制加算	月1回	6,400	640	1,280	1,920
②緊急訪問看護加算	1回につき	2,650	265	530	795
③夜間・早朝加算	6:00~8:00	2,100	210	420	630
	18:00~22:00				
深夜加算	22:00~翌6:00	4,200	420	840	1,260
④特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回	2,500	250	500	750

⑤難病等複数回訪問加算	2回目	4,500	450	900	1,350
	3回目以降	8,000	800	1,600	2,400
⑥長時間訪問看護加算※3	週1回まで	5,200	520	1,040	1,560
⑦乳幼児加算	1日につき	1,500	150	300	450
⑧複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員との同行)	イ看護師等と訪問(週1回)	4,500	450	900	1,350
	ロ准看護師等と訪問(週1回)	3,800	380	760	1,140
	ハ看護補助者と訪問(週3回)	3,000	300	600	900
	ニ准看護師等と訪問(週1回)				
	(1) 1回/日の場合	3,000	300	600	900
	(2) 2回/日の場合	6,000	600	1,200	1,800
	(3) 3回以上/日の場合	10,000	1,000	2,000	3,000
⑨退院時共同指導加算	実施時	8,000	800	1,600	2,400
⑩特別管理指導加算		2,000	200	400	600
⑪退院支援指導加算	実施時	6,000	600	1,200	1,800
⑫在宅患者連携指導加算	1月につき	6,000	600	1,200	1,800
⑬在宅患者緊急時等ケアファレンス加算	月2回まで	2,000	200	400	600
⑭看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500	250	500	750
⑮訪問看護情報提供療養費1	1月につき	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3		1,500	150	300	450
⑯訪問看護ターミナルケア療養費	死亡月のみ	25,000	2,500	5,000	7,500

※3 90分を超える訪問看護：特別管理・特別指示週1回・15歳未満の(準)超重症児特別管理：週3回

その他の費用（実費）

①交通費	事業所から往復10Km以内は無料 10Km以上5Kmごとに100円実費 駐車の際にコインパーキングを利用した場合は実費を請求いたします。
②所定訪問時間を超える訪問看護	10分につき1000円
③休日の訪問（土日・祝・年末年始）	1回につき2500円
④キャンセル料	・利用日の前日・・・無料 ・利用日の当日・・・2000円 ・訪問時間30分前まで連絡なし若しくは訪問時不在の場合は、 訪問看護基本療養費の基本利用料全額を請求させていただきます。

\*ただし、利用者の病状の急変や急な入院などの場合にはキャンセル料はいただきません。

⑤サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用	利用者様負担となります。
⑥エンゼルケア（死後の処置）	15,000円
⑦その他実費	ケアに必要なガーゼ等の材料費は実費を請求させていただきます。

\* 保険外料金にはすべて別途消費税がかかります。

#### ◎利用料金の請求及び支払い方法について

請求・・・利用料の支払いは、利用月の翌月27日（土日祝は翌営業日）に請求いたします。  
 当月利用料金の合計金額を請求書に明細を付して、翌月の15日までに手渡し、又は送付いたします。

支払い・・・引落とし

引落とし口座に翌月26日までに請求書金額をご入金ください。

#### 加算及び療養費の説明

①24時間対応体制加算	利用者またはその家族などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応いたします。計画外の訪問看護（24時間365日）を行うことを前提に、月に1回のみ算定します。このサービスを利用いただくにあたり同意をいただきます。
②緊急訪問看護加算	定期的の行う訪問以外で利用者や家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により訪問をおこなった場合に、一日につき1回に限り算定します。
③夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	利用者または家族などの求めに応じて夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合に時間帯で設定された金額を加算されます。
④特別管理加算Ⅰ 特別管理加算Ⅱ *別表参照*	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者で、特別な管理を必要とする利用者に対し計画的な管理を実施できる体制にある場合に、月に1回のみ算定します。対象疾患は別表をご参照ください。
⑤難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に対し、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問した場合に加算します。
⑥長時間訪問看護加算	(ア) 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている場合、(イ) 特別管理加算を算定する者に該当する利用者、また、(ウ) 15歳未満の超重症児または準超重症児に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対し週1回加算されます。
⑦乳幼児加算	6歳未満の利用者に対し、訪問看護を行った場合に1日に限り1回にのみ加算できます。
⑧複数名訪問看護加算	必要があって、同時に複数の看護師等による指定訪問看護を実施した場合、一人の利用者に対して週1回に限り、利用者の同意を得て加算します。次のいずれかに該当するものです。 ①厚生労働大臣が定める疾病等・状態等に該当する利用者 ②特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護をうけている者 ③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる者 ④利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者 ⑤その他利用者の状況等から判断して①～④のいずれかに準ずると認められる者

⑨退院支援指導加算	退院日に療養上の退院支援指導が必要な厚生労働大臣が定める疾病等・状態等の利用者に対して、在宅での療養上必要な指導をおこなった場合1回に限り算定します。
⑩特別管理指導加算	退院時共同指導⑨を行った利用者のうち、特別管理加算⑧が算定できる状態に該当する利用者について、さらに算定できます。
⑪退院支援指導加算	退院日に療養上の退院支援指導が必要な厚生労働大臣が定める疾病等・状態等の利用者に対して、在宅での療養上必要な指導をおこなった場合1回に限り算定します。
⑫在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している保険医療機関、歯科訪問診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有し、利用者又はその家族などに対してそ指導を行った場合に算定します。
⑬在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに参加し共同で利用者や家族に対して指導を行った場合、月2回に限り算定します。
⑭看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションの看護師が介護事業所の職員等に対し、喀痰指導を実施した場合や、利用者に対する安全なサービス提供体制整備、連携体制確保のための会議を開催した際に加算します。
⑮訪問看護情報提供療養費	利用者の療養の場が変わっても居住地の市町村、学校、医療機関等に対して、指定訪問看護に関する情報を利用者、家族の同意を得て提供した場合に算定します。これは有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的とします。
⑯訪問看護ターミナルケア療養費	主治医との連携のもとに終末期支援体制を利用者、家族に説明し、在宅での終末期の看護と、本人の意思決定を基本に利用者とその家族等と話し合いをおこなった場合に算定します。対象となるのは在宅で死亡した利用者と、ターミナルケアをおこなった後、24時間以内に在宅以外で死亡した利用者です。

## \* 別表 \*

(医療保険・介護保険のご利用両方に適応されます)

### 【厚生労働大臣が定める疾病等及び状態等】

#### 厚生労働大臣が定める疾病等

(特別管理加算Ⅰに反映)

- |            |              |                     |
|------------|--------------|---------------------|
| ①末期の悪性腫瘍   | ⑧進行性筋ジストロフィー | ⑮脊髄性筋萎縮症            |
| ②多発性硬化症    | ⑨多系統萎縮症      | ⑯球脊髄性筋萎縮症           |
| ③重症筋無力症    | ⑩パーキンソン病関連疾患 | ⑰頸髄損傷               |
| ④スモン       | ⑪プリオン病       | ⑱慢性炎                |
| ⑤筋萎縮性側索硬化症 | ⑫亜急性硬化性全脳症   | ⑲後天性免疫不全症候群         |
| ⑥脊髄小脳変性症   | ⑬ライソゾーム病     | ⑳人工呼吸器を使用している<br>状態 |
| ⑦ハンチントン病   | ⑭副腎白質ジストロフィー |                     |

#### 厚生労働大臣が定める状態等

(特別管理加算Ⅱに反映)

- 1.在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は  
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2.いかのいずれかを受けている状態にある者
  - ・在宅自己腹膜還流指導管理
  - ・在宅血液透析指導管理
  - ・在宅酸素療法指導管理
  - ・在宅中心静脈栄養法指導管理
  - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
  - ・在宅自己導尿指導管理
  - ・在宅人工呼吸指導管理
  - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
  - ・在宅自己疼痛管理指導管理
  - ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3.人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4.真皮を越える褥瘡
- 5.在宅患者訪問点滴



## 料金表（医療保険）

医療保険制度（健康保険・後期高齢者医療保険等）による訪問看護サービスの利用料は「訪問看護基本療養費」、「訪問看護管理療養費」及び各利用者さまの状態やご希望に応じた「加算料金」を合算し収入に応じた1割から3割を自己負担金として、当事業所にお支払いいただくことになります。

### 訪問看護基本療養費（一日につき）

サービス内容	提供時間	基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師との共同(月1回を限度)	12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費Ⅱ (施設への訪問) ※1	同一日に2人まで 週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に3人以上 週3日まで	2,780	278	556	834
	週4日目以降	3,280	328	656	984
	緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門、人口膀胱に係る専門の看護師との共同(月1回を限度)	12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中 ※2	8,500	850	1,700	2,550

※1 同一建物内の複数の利用者に同一日に訪問した場合

※2 通常、入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

### 訪問看護管理療養費

サービス内容		基本利用料 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
イ.機能強化型訪問看護療養費1	月の初めの訪問 (イ～二のいずれか)	12,400	1,240	2,480	3,720
ロ.機能強化型訪問看護療養費2		9,400	940	1,880	2,820
ハ.訪問看護管理療養費（従来型）		8,400	840	1,680	2,520
ニ.機能強化型以外		7,400	740	1,480	2,220
2回目以降の訪問	1日につき	2,980	280	596	894

\* 訪問看護基本療養費は週に3日までが限度です。ただし、下記の厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合は制限がありません。

#### 【厚生労働大臣が定める疾病等】

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症  
 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー ⑨多系統萎縮症  
 ⑩パーキンソン病関連疾患 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳症 ⑬ライソゾーム病  
 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰頸髄損傷  
 ⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑲後天性免疫不全症候群 ⑳人工呼吸器を使用している状態

加算・療養費など（対象の方のみ）

①24時間対応体制加算	月1回	6,400	640	1,280	1,920
②緊急訪問看護加算	1回につき	2,650	265	530	795
③夜間・早朝加算	6:00~8:00	2,100	210	420	630
	18:00~22:00				
深夜加算	22:00~翌6:00	4,200	420	840	1,260
④特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回	2,500	250	500	750

⑤難病等複数回訪問加算	2回目	4,500	450	900	1,350
	3回目以降	8,000	800	1,600	2,400
⑥長時間訪問看護加算※3	週1回まで	5,200	520	1,040	1,560
⑦乳幼児加算	1日につき	1,500	150	300	450
⑧複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員との同行)	イ看護師等と訪問(週1回)	4,500	450	900	1,350
	ロ准看護師等と訪問(週1回)	3,800	380	760	1,140
	ハ看護補助者と訪問(週3回)	3,000	300	600	900
	ニ准看護師等と訪問(週1回)				
	(1)1回/日の場合	3,000	300	600	900
	(2)2回/日の場合	6,000	600	1,200	1,800
	(3)3回以上/日の場合	10,000	1,000	2,000	3,000
⑨退院時共同指導加算	実施時	8,000	800	1,600	2,400
⑩特別管理指導加算		2,000	200	400	600
⑪退院支援指導加算	実施時	6,000	600	1,200	1,800
⑫在宅患者連携指導加算	1月につき	6,000	600	1,200	1,800
⑬在宅患者緊急時等ケアファレンス加算	月2回まで	2,000	200	400	600
⑭看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500	250	500	750
⑮訪問看護情報提供療養費1	1月につき	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3		1,500	150	300	450
⑯訪問看護ターミナルケア療養費	死亡月のみ	25,000	2,500	5,000	7,500

※3 90分を超える訪問看護：特別管理・特別指示週1回・15歳未満の(準)超重症児特別管理：週3回

その他の費用（実費）

①交通費	事業所から往復10Km以内は無料 10Km以上5Kmごとに100円実費 駐車の際にコインパーキングを利用した場合は実費を請求いたします。
②所定訪問時間を超える訪問看護	10分につき1000円
③休日の訪問（土日・祝・年末年始）	1回につき2500円
④キャンセル料	・利用日の前日・・・無料 ・利用日の当日・・・2000円 ・訪問時間30分前まで連絡なし若しくは訪問時不在の場合は、 10割請求させていただきます。

\*ただし、利用者の病状の急変や急な入院などの場合にはキャンセル料はいただきません。



⑤サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用	利用者様負担となります。
⑥エンゼルケア（死後の処置）	15,000円
⑦その他実費	ケアに必要なガーゼ等の材料費は実費を請求させていただきます。

\* 保険外料金にはすべて別途消費税がかかります。

#### ◎利用料金の請求及び支払い方法について

請求・・・利用料の支払いは、利用月の翌月に請求いたします。当月利用料金の合計金額を請求書に明細を付して、翌月の15日までに手渡し、又は送付いたします。

支払い・・・利用月の翌月25日までに下記口座へ入金、若しくは現金でお支払いください。

池田泉州銀行 川西支店 普通口座 357595 ヒューマンディグニティ合同会社

#### 加算及び療養費の説明

①24時間対応体制加算	利用者またはその家族などから電話などにより看護に関する意見を求められた場合に常時対応いたします。計画外の訪問看護（24時間365日）を行うことを前提に、月に1回のみ算定します。このサービスを利用いただくにあたり同意をいただきます。
②緊急訪問看護加算	定期的の行う訪問以外で利用者や家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により訪問をおこなった場合に、一日につき1回に限り算定します。
③夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	利用者または家族などの求めに応じて夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合に時間帯で設定された金額を加算されます。
④特別管理加算Ⅰ 特別管理加算Ⅱ *別表参照*	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者で、特別な管理を必要とする利用者に対し計画的な管理を実施できる体制にある場合に、月に1回のみ算定します。対象疾患は別表をご参照ください。
⑤難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に対し、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問した場合に加算します。
⑥長時間訪問看護加算	(ア) 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている場合、(イ) 特別管理加算を算定する者に該当する利用者、また、(ウ) 15歳未満の超重症児または準超重症児に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対し週1回加算されます。
⑦乳幼児加算	6歳未満の利用者に対し、訪問看護を行った場合に1日に限り1回にのみ加算できます。
⑧複数名訪問看護加算	必要があって、同時に複数の看護師等による指定訪問看護を実施した場合、一人の利用者に対して週1回に限り、利用者の同意を得て加算します。次のいずれかに該当するものです。 ①厚生労働大臣が定める疾病等・状態等に該当する利用者 ②特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護をうけている者 ③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる者 ④利用者の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる者 ⑤その他利用者の状況等から判断して①～④のいずれかに準ずると認められる者

⑨退院支援指導加算	退院日に療養上の退院支援指導が必要な厚生労働大臣が定める疾病等・状態等の利用者に対して、在宅での療養上必要な指導をおこなった場合1回に限り算定します。
⑩特別管理指導加算	退院時共同指導⑨を行った利用者のうち、特別管理加算⑧が算定できる状態に該当する利用者について、さらに算定できます。
⑪退院支援指導加算	退院日に療養上の退院支援指導が必要な厚生労働大臣が定める疾病等・状態等の利用者に対して、在宅での療養上必要な指導をおこなった場合1回に限り算定します。
⑫在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している保険医療機関、歯科訪問診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有し、利用者又はその家族などに対してそ指導を行った場合に算定します。
⑬在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに参加し共同で利用者や家族に対して指導を行った場合、月2回に限り算定します。
⑭看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションの看護師が介護事業所の職員等に対し、喀痰指導を実施した場合や、利用者に対する安全なサービス提供体制整備、連携体制確保のための会議を開催した際に加算します。
⑮訪問看護情報提供療養費	利用者の療養の場が変わっても居住地の市町村、学校、医療機関等に対して、指定訪問看護に関する情報を利用者、家族の同意を得て提供した場合に算定します。これは有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的とします。
⑯訪問看護ターミナルケア療養費	主治医との連携のもとに終末期支援体制を利用者、家族に説明し、在宅での終末期の看護と、本人の意思決定を基本に利用者とその家族等と話し合いをおこなった場合に算定します。対象となるのは在宅で死亡した利用者と、ターミナルケアをおこなった後、24時間以内に在宅以外で死亡した利用者です。

## \* 別表 \*

(医療保険・介護保険のご利用両方に適応されます)

### 【厚生労働大臣が定める疾病等及び状態等】

#### 厚生労働大臣が定める疾病等

(特別管理加算Ⅰに反映)

- |            |              |                 |
|------------|--------------|-----------------|
| ①末期の悪性腫瘍   | ⑧進行性筋ジストロフィー | ⑮脊髄性筋萎縮症        |
| ②多発性硬化症    | ⑨多系統萎縮症      | ⑯球脊髄性筋萎縮症       |
| ③重症筋無力症    | ⑩パーキンソン病関連疾患 | ⑰頸髄損傷           |
| ④スモン       | ⑪プリオン病       | ⑱慢性炎            |
| ⑤筋萎縮性側索硬化症 | ⑫亜急性硬化性全脳症   | ⑲後天性免疫不全症候群     |
| ⑥脊髄小脳変性症   | ⑬ライソゾーム病     | ⑳人工呼吸器を使用している状態 |
| ⑦ハンチントン病   | ⑭副腎白質ジストロフィー |                 |

#### 厚生労働大臣が定める状態等

(特別管理加算Ⅱに反映)

- 1.在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2.いかのいずれかを受けている状態にある者
  - ・在宅自己腹膜還流指導管理
  - ・在宅血液透析指導管理
  - ・在宅酸素療法指導管理
  - ・在宅中心静脈栄養法指導管理
  - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
  - ・在宅自己導尿指導管理
  - ・在宅人工呼吸指導管理
  - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
  - ・在宅自己疼痛管理指導管理
  - ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3.人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4.真皮を越える褥瘡
- 5.在宅患者訪問点滴

